

埼玉連 審 第 5-10
令和 2 年 10 月 23 日

会員各位

埼玉県弓道連盟
会長 本橋民夫
(公印省略)

審査会における四段受審者の服装について（通達）

標記のこと、埼玉県地方審査会における四段受審者の服装は、十年以上前から和服を着装するよう指導してきましたが、今後弓道衣で受審するよう決定しました。令和 2 年度第 2 回地方審査会より適用します。

つきましては、この主旨の徹底を図るべく、会員各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

【背景】

近隣地連の四段審査が和服着用で実施していたこと、また四段取得後 5 ヶ月後には五段受審できることから、参段取得後から徐々に和服に慣れていくほうが良いとの判断から、平成 15 年度審査会より「和服着用が望ましい」とし、平成 16 年度より「原則として和服着用する」となり、現在の「四段審査は和服を着用する」になりました。

この間に財団法人全日本弓道連盟は公益財団法人に認定され、税制面での優遇はあるものの、今まで以上に組織としてのコンプライアンスを重視されるようになりました。審査についても公平性・公正性が担保されることが求められてきました。

公益財団法人全日本弓道連盟の審査規程の第 28 条には「審査会における服装は、教士、錬士及び五段以上については和服とする。その他については原則として弓道衣とする」となっておりますので、「四段受審者は、弓道衣着用」と改めました。

尚、寒冷対策として冬季間（11 月～3 月）におきましては、『弓道衣の下に白の下着着用』を推奨します。

問合せ先
埼玉県弓道連盟 審査委員会
委員長 齋藤安次
携帯： 090-7191-6335
E-Mail： ysaitos@ybb.ne.jp